

## 伊勢原市における熱中症特別警戒アラート等が発表された場合の対応について

参考：令和6年2月27日付熱中症特別警戒情報の運用に関する指針（環境大臣官房環境保健部）

	熱中症警戒情報 (熱中症警戒アラート)	熱中症特別警戒情報 (熱中症特別警戒アラート)
法的根拠	改正気候変動適応法第18条	改正気候変動適応法第19条
位置づけ	気温が著しく高くなることによる人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合（熱中症の危険性に対する気づきを促す）	気温が特に著しく高くなることによる人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合（全ての人々が自助による個人の予防行動の実践に加えて共助や公助による予防行動の支援）〈過去に例のない広域的な危険な暑さを想定〉
発表基準	府県予報区等内のいずれかの暑さ指数情報提供地点における、日最高暑さ指数（WBGT）が33（予測値）に達すると予測される場合	都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点（神奈川県では5か所：海老名、横浜、辻堂、小田原、三浦）における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35*（予測値）に達すると予測される場合（上記以外の自然的社会的状況*基準について令和6年度以降も引き続き検討） *停電戸数、断水戸数等
発表のタイミング	当日午前5時頃	前日午後2時頃 (前日午前10時頃予測値で判断)
伝達方法	環境省は、ホームページ等において発表し、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて、一般に周知する。また、気象庁は、サブルートとして、気象情報としてアデス等を通じた周知を行う。	環境省担当から都道府県担当宛にメールにて通知を送付し、併せて受領確認を行う。 神奈川県より市町村担当課へメールにて通知を送付し、併せて受領確認を行う。
市町村の役割	住民への周知	住民への周知・指定暑熱避難施設の開放
担当課	健康づくり課 消防署（休日のみ）	
運用期間	4月第4水曜日から10月第4水曜日	
周知方法	くらし安心メール、LINEのみ (当日9時半配信予定)	くらし安心メール、LINE（前日15時、当日9時半） 防災無線（当日9時半放送予定）